

8 輸 国 第 1245 号
令和 8 年 6 月 24 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長

殿

輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

我が国からインド向けに輸出される食品等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 IN-S1「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」、別紙 IN-F1「インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱」及び別紙 IN-01「インド向け輸出食品の輸出証明書取扱要綱」により取り扱っているところ。

今般、インド政府との協議の結果、令和 8 年 7 月 1 日から、これら要綱に基づく輸出証明書を電子媒体により発行することとしたことから、同要綱を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

8 輸 国 第 1245 号
令和 8 年 6 月 24 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

我が国からインド向けに輸出される食品等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 IN-S1「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」、別紙 IN-F1「インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱」及び別紙 IN-01「インド向け輸出食品の輸出証明書取扱要綱」により取り扱っているところです。

今般、インド政府との協議の結果、令和 8 年 7 月 1 日から、これら要綱に基づく輸出証明書を電子媒体により発行することとしたことから、同要綱を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。